⑵　新設合併契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該新設合併を行う理由
②　新設合併契約の内容の概要
③　当該相互会社が保険業法第161条第１号に規定する新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第１項において準用する会社法第298条第１項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の２の13第２項各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
④　新設合併設立相互会社（保険業法第161条第２号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第１項第２号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての１⑴に規定する事項
⑤　新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者についての１⑴の２に規定する事項
⑥　新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての１⑵に規定する事項
⑦　新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の監査役となる者についての１⑶に規定する事項
⑧　新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての１⑷に規定する事項

⑶　事業譲渡等（保険業法第62条の２第１項第１号から第３号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該事業譲渡等を行う理由
②　当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
③　当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

６　その他

⑴　組織変更計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該組織変更を行う理由
②　組織変更計画の内容の概要
③　保険業法第41条第１項において準用する会社法第298条第１項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の２各号（第１号、第３号ロ、第５号イ、第７号及び第８号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

⑵　保険契約の移転に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該行為を行う理由
②　当該行為に関する契約の内容の概要
③　各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあっては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

⑶　業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該行為を行う理由
②　当該行為に関する契約の内容の概要
③　各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあっては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

７　社員提案の場合における記載事項

⑴　議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（③又は④に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要）を記載すること。
①　議案が社員の提出に係るものである旨
②　議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容
③　社員が保険業法第39条第３項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その理由
④　議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第３項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容
イ　取締役（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。）　１⑴に規定する事項
ロ　監査等委員である取締役　１⑴の２に規定する事項
ハ　会計参与　１⑵に規定する事項
ニ　監査役　１⑶に規定する事項
ホ　会計監査人　１⑷に規定する事項

⑵　２以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、２以上の社員から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

⑶　２以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

８　上記において、次の⑴から⑷までに掲げる用語の意義は、当該⑴から⑷までに定めるところによる。

⑴　社外役員　会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。
①　当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。
②　当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。
イ　当該会社役員が保険業法第53条の２第５項、第53条の16において準用する会社法第373条第１項第２号又は保険業法第53条の24第３項の社外取締役であること。
ロ　当該会社役員が保険業法第53条の５第３項の社外監査役であること。
ハ　当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。